# ファミリーホーム いちご 令和5年度事業報告

- 1. ホームの概要
- ① 施設種別 ファミリーホーム
- ②所在地 〒

大竹市玖波8丁目2-20

- ③ 定 員 男女6名
- ④職員構成
- (1)養育者(ホーム長、ケアワーカー兼務) 1名 ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。
- (2)養育者(ケアワーカー)

1名 子どものケア全般に関すること。

(3) 補助者 (ケアワーカー)

2名 子どものケア全般に関すること。

### 2. 基本方針

育児困難、育児放棄、不適切な養育を受けている等の様々な事情により、養育が困難なこどもたちが、家庭的な生活を通して、健全な発達、人間関係の構築、他者(特に大人)との信頼関係の構築の支援をすると共に、こどもたちの思いを受け止め安心・安全な生活を送る事で愛されるべき存在である事が実感できるような支援に努めた。

#### 3. 支援方針

### ①個別化

自立支援計画を作成して、こども一人一人の長・短期目標を設定し、日々の生活や社会体験を通して、こども自身が主体的に考え、行動できる様に支援した。こども一人一人の発達に応じた支援をした。

#### ②学習支援

受験等での通塾、みらい塾等への参加<mark>した</mark> 必要な場合は、随時学習支援を実施

### ③家族

家族再統合を視野に入れて関係機関と連携して、こどもの日々の様子や行事等の連絡調整、また面会、外出、外泊を段階的に分けて実施して行く。その中で、家族再統合の調整もして行く。できていない(統括中心でおこなう事に変更)

#### 4. アフターケア

自立等した子どもに日頃からの連絡・相談のできる態勢作り、いつでも帰省等が出来るような環境・関係作りを日頃からした。必要に応じて、家庭訪問等も実施した。

### 5. 生活支援

#### ①衣類

衣類は清潔で季節に合ったもの・自分自身を守る事も意識した衣類を**購入した**。気候、生活場面、汚れ等に応じた着替えや衣類の管理、保管等衣習慣の習得を支援した。また、発達段階や好みに合わせて、四季を通じ、子どもと一緒に衣服を購入した。

### ②食生活

食事は団欒の場であり、美味しく楽しみながら食事ができるように工夫した。

年齢や嗜好、健康状態等、1人1人に応じて時間や量等に配慮する。料理に合った適温で提供することを心掛け、子どもの発達段階に応じて食文化を身につけることができるよう食育を行う。基本的にケアワーカーが子どもの目の前で調理、配膳、片付けを行い、時には子どもと一緒に行うことで基礎的な調理技術を習得できるよう努めた。

### ③住環境

共有スペースを中心にホーム全体がきれいに整備されているようにした。子どもを取り 巻く住環境から、そこに暮らす子どもたちが大切にされているという事が感じられるよう に**努めた**。軽微に限らず修繕は早急に行う。発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除の 習慣が身につくように支援する。

安全、安心を感じられる場所となるよう、家庭的な環境でくつろげる環境と子ども1人 1人の居場所が確保されるようにする。

### **④**娯楽

様々な場所に外出をして、子ども達の興味を引き出す

### 6. 入居

入居については、事前に担当児童相談所と**統括が**協議した上で基本的には受け入れることとする**方針となる**。児童相談所からの一時保護委託やショートステイについては子どもの状況により、空きがあれば受け入れた。

### 7. 保健·医療

発達段階に応じて、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう 支援する。低年齢児については常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事、排せ つ等の状況をケアワーカーが把握する。発達段階に応じて、洗面、歯磨き、手洗い等の身 だしなみ等は自分で行えるように支援する。

医療機関と連携して1人1人の子どもの心身の健康を管理すると共に、異常がある場合は**通院した**。

#### 8. 権利擁護

子どもへの虐待、懲戒権の濫用を禁止し、子どもの最善の利益を優先する。

また、職員会議にて、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応を話し合い、ケアワーカー間で共有し、意識を高める。

さらに、必要に応じて話し合いの場を設けて、子どもの生活における困りごとや提案を 聞き修正する取り組みを行い、子どもと話し合って生活を作るという文化の醸成を図る。

#### 9. 事故対応

ケアワーカーは報告・連絡・相談をホーム長にし、指示を受ける必要なくその場にいつもホーム長がいた。その後、ホーム長が理事長に報告した。必要であれば救急と警察にすぐ連絡する。事故後は事故報告書を早急に作成し、必要関係機関に送付する。(マニュアル参照)

### 10. リスクマネージメント

- ・ヒヤリハットの実施・・・子どもとのかかわりでヒヤリとした出来事・反応やハッとした気付きがあれば記録として残し、振り返りを行うようにした。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハッとすればその都度記入した。
- ・職員会議等で情報共有し、対応策を検討することで事故防止に努めた。
- ・こどもへの虐待、ホーム内での事故、集団感染等、子どもたちの安心・安全が守られる ような様々な予防策を徹底**した**。

以前の性被害の件を考慮し、子ども間、暴力や性被害者を出さない為にも、死角を作らないように<mark>努めた</mark>

### 11. 機関連携

子どもの定期的な面接調整(担当児童相談所等)などを必要に応じて実施**した**。 学校やアルバイト先と連携を取った。

その他、ボランティアの受け入れを行い、学習指導、調理指導、遊びの同伴などを通して、地域に開かれたホームを目指していく。

### 12. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に は出来ていない。また、外部への情報発信時に子どもの情報を載せる本人、保護者から同 意を得た上で行った。

#### 13. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努めた。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第 3 者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも定期的にその仕組みについて説明**は出来ていない**。特に第 3 者委員の 2 名は外部委員となる為、子どもたちがケアワーカーとの話し合いで事態の解決が難しいと判断した際にその対応が求められる。そのための関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に第 3 者委員が夕食を摂ることで少しでも相談しやすい関係づくりに努めた。

また、担当児童相談所へ子ども自身が直接電話し苦情を言う等といった子どもと児童相談所の直接的なやりとりを、ホームとして子どもへ奨励した。

#### 14. 職員研修

ケアワーカーはホーム長命により研修に参加した。

ファミリーホーム全国研究大会をはじめとする日本ファミリーホーム協議会が主催する研修、中国・四国ブロックファミリーホーム研修交流会への参加を軸に職員教育を図った。

また、課題意識を向上させ、児童虐待に関する研修を中心に必要な知識技術を学ぶ為の外部研修への参加、自己啓発活動を奨励した。

それに加え、他施設等の見学も実施していない。

### 15. 会議

月1回全ケアワーカーが集まり職員会議を**実施**。内容は子どものケアやホーム運営全般。 ホームでの子どもからの不平不満や子ども達の安定や調和を保つためにリラックスして話 が出来る場(茶話会等)を必要に応じて行えるよう日程調整**した**。

ホームでケース会議を月に一度実施する

## 16. 防災訓練

毎月1回、避難経路の確認や防災に関する意識を高めるよう<mark>努めた</mark>。また、年1回、夜間を想定した避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに適切に対応できるようにした。また、火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅速に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順の確認作業を実施。時には、防災研修の参加も検討していない。

3年に1度、消防設備点検を実施していない

#### 17. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化に努める。子どもがよりよい環境の中で

暮らせるよう、子どもの意見を聞き、その都度ケアワーカー<mark>と子どもで話し合った</mark>。必要な備品があれば、検討し購入**した**。

# 18. 住民理解

必要に応じて住民への説明会や自治会・子ども会行事に参加し、ホームと地域の調和・理解を図った。

また、日々の近所の方への挨拶を積極的に行った。 ホームでの子ども食堂の実施を行った。

# 19. 広報活動

現在のホームの状況を知らせる為、ホームページの充実、SNS 等による情報開示と情報発信に取り組む。